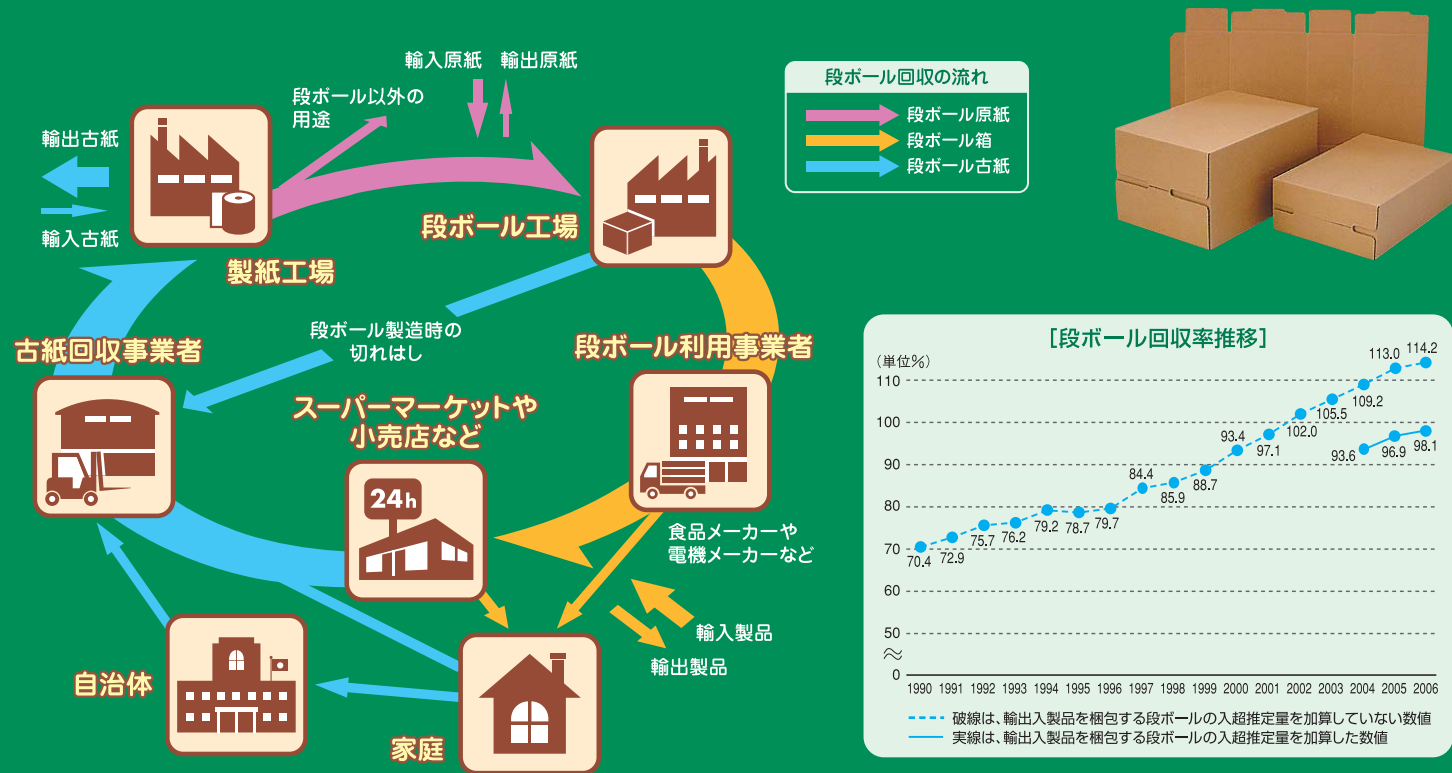


段ボールは、何度も 段ボールに生まれ変わります。

段ボールは、そのほとんどが古紙回収事業者などを通じて回収されています。



段ボールのリサイクルマーク 運用マニュアル



ダンボール

分別をもっと分かりやすく。
2010年へ向けて、『段ボールのリサイクルマーク』の
表示率90%を目指しています。

大切な商品を安全に保護する目的で利用される段ボールは、その役目を終えたのち、
段ボールの主原料として何度もリサイクルされています。
これらの段ボールにリサイクルマークを表示することにより、次のような効果が期待されます。

- ◎消費者の分別排出が容易になります。
- ◎市町村の分別収集が促進されます。
- ◎異物の混入が避けられリサイクルの品質が向上します。

段ボールの分別を容易にするために、みなさまのご協力をお願いします。

段ボールリサイクル協議会の概要

段ボールリサイクル協議会は、容器包装リサイクル法の施行を受けて、
段ボールの製造・利用・回収・流通・再商品化に係わる事業者団体が、段ボールの円滑なリサイクルを
推進することにより、循環型社会の構築に資するために設立した組織です。

主な活動

- 段ボールの製造、利用、回収、流通及び原料の再商品化に係る者が、綿密な情報交換を行うことにより、段ボールの効率的な利用とリサイクルの推進を図ります。
- 市町村が容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物とした使用済段ボールが、万一、有償又は無償で譲渡できない事態が発生した場合に、それらの段ボールを再商品化するための相談、斡旋などの利用促進を図ります。

3R推進自主行動計画：数値目標

- 目標年次を2010年として以下の取り組みを実施します。
- リデュースの推進
段ボール製造・利用事業者間の合理化努力により、さらに使用材料の薄物化等による軽量化を推進し、2004年実績比で1平方メートル当たり1%軽量化します。
 - リサイクルの推進
既存のリサイクル機構を活用し、回収率90%を維持します。
 - 分別排出を容易にする表示の普及促進
全ての段ボールにリサイクルマークの表示を促進し、実施率90%を目指します。

版下データについては、段ボールリサイクル協議会ホームページからダウンロードできます。

段ボールリサイクル協議会

所在地：〒104-8139 東京都中央区銀座3-9-11紙パルプ会館 全国段ボール工業組合連合会内
TEL：03-3248-4853 FAX：03-5550-2101
<http://www.danrikyo.jp/>



段ボールのリサイクルマーク 運用方法

『段ボールのリサイクルマーク』は、リサイクル可能な全ての段ボールに適用されます。

基本デザイン

マークは「国際リサイクル・シンボル」と「ダンボール」の文字で構成されます。

一般的な表示



ダンボール

「国際リサイクルシンボル」その段ボールがリサイクル可能であることを示す世界共通のシンボルです。

- 文字はカタカナで表記してください。
- 書体は太ゴシック体、またはそれに準じる視認性の良い書体を使用してください。
- 配置は変更可能です。

文字配置変更例

ダンボール



ダンボール

「ダンボールはリサイクル」の表記

輸送用の外装箱などには、理解を容易にするために「ダンボールはリサイクル」と表記することができます。



ダンボールはリサイクル



ダンボールはリサイクル

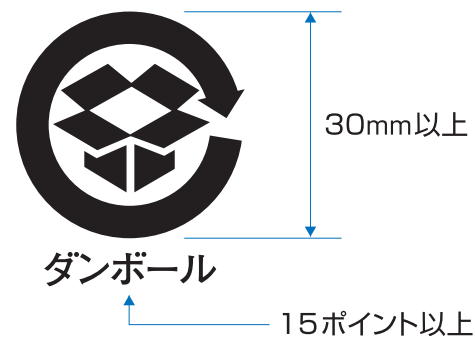


表示サイズ

印刷方法により再現性に差が生じるため、表示サイズが異なります。

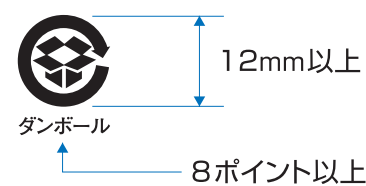
段ボールへ直接印刷を行う場合

段ボールの構造により、小さいサイズでは白抜き部分のつぶれが生じる可能性があります。



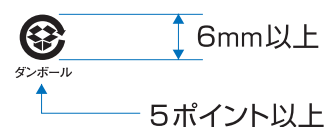
プレプリント方式の場合

ライナーに印刷してから、申しん原紙に貼り合わせる製造方法です。



枚葉貼合の場合

紙器用板紙にオフセット印刷などをして、片面段ボールに貼り合わせる方法です。



上記のリサイクルマークは、それぞれの印刷方式における最小サイズです。「国際リサイクルシンボル」と「ダンボール」の文字が容易に判別できるように、できるだけ大きく表示してください。

色と表示場所

色

段ボールの印刷に用いる色のうち、識別しやすい色をご使用ください。

表示場所

最終排出者が視認しやすいことを原則に、事業者間で自由に決めることができます。

こんなときは

無地の段ボール

段ボール箱の製造段階で印刷工程を経ない無地の段ボールには、表示を省略することができます。

輸出商品を梱包する段ボール

輸出する物品を梱包する段ボールの表示については、相手国の輸入業者の指示に従ってください。

輸入商品を梱包する段ボール

段ボールの仕様、印刷デザインを相手国の業者に指示できる場合には、このマニュアルに準じてください。指示できない場合には、可能であればシール・スタンプ等に対応してください。

リサイクルマークが表示できない段ボール

製紙原料として利用困難な素材が複合されており、それらの素材を分離できない段ボールには、リサイクルマークを表示しないでください。

- ※製紙原料として利用困難な段ボールには、ワックス含浸段ボール、アルミ箔ラミネート段ボール等が挙げられます。
- ※詳細は、段ボールリサイクル協議会におたずねください。TEL:03(3248)4853
- ※古紙の取引における品質基準については、財団法人古紙再生促進センターホームページの「古紙標準品質規格」をご参照下さい。<http://www.prpc.or.jp>

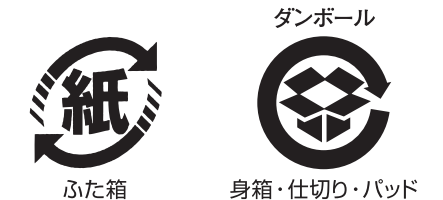
商品とともに消費者の手元に渡る「多重容器包装」の段ボールには、下記のいずれかの方法で表示してください。

「多重容器包装」とは、複数の容器包装で構成されているものです。

『段ボールのリサイクルマーク』を他の容器包装に表示する場合

多重容器包装を構成する段ボールが無地あるいは表示スペースに物理的な制約がある場合には、表示可能な他の容器包装に『段ボールのリサイクルマーク』の表示を行います。

例 ふた箱が印刷付コート白ボール、身箱・パッド・仕切りが無地の段ボール



他の容器包装の識別表示を段ボールに表示する場合

多重容器包装を構成する他の容器包装が無地あるいは表示スペースに物理的な制約がある場合には、段ボールにそれらの容器包装の識別表示を行います。

●この場合、段ボールに表示する他の容器包装の識別マークの大きさは、段ボールのリサイクルマーク「表示サイズ」に準じてください。

例 商品を包む袋がプラスチック、外箱と緩衝材が段ボール



分離不可能な異素材が複合された段ボール

容器包装リサイクル法の分別基準により、分離不可能な複合素材は、質量の最も重い素材に分別されます。

※例えば、贈答化粧箱のように片面段ボールに紙器用板紙が貼り合わされたものは、片面段ボールの方が重い場合には「段ボール」の表示を、紙器用板紙の方が重い場合には「紙製容器包装」の表示を行います。通常の段ボールリサイクルとは異なりますからご注意ください。